協議事項

秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について

資料3

【資料3-1】	秋田県の精度管理評価基準及び改善指導に	P.1~2
	ついて	
【資料3-1別紙1】	国立がん研究センターが示す令和4年度	P.3
	精度管理評価の手順	
【資料3-1別紙2】	令和3年度子宮頸がん検診精度管理調査	$P.4 \sim 9$
	結果及び改善に向けた取組	

【資料3-2】	令和4年度秋田県の子宮頸がん検診精度管	P.10
	理評価(案)	
【資料3-2別紙1】	(市町村)	P.11~13
	子宮頸がん検診の技術・体制的指標、プロ	
	セス指標数値	
【資料3-2別紙2】	(事業団・厚生連)	P.14 \sim 15
	子宮頸がん検診の技術・体制的指標、プロ	
	セス指標数値	

秋田県の精度管理評価基準及び改善指導について

【報告事項(令和3年度調査)】

1 精度管理の根拠

「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」及び「がん予防重 点教育及びがん検診実施のための指針」において、「技術・体制的指標(事業評価 のためのチェックリスト)」等により実施状況を把握するとともに、「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠とされている。

2 精度管理の指標

がん検診の事業評価として、一義的にはアウトカム指標としての死亡率により行われるべきであるが、死亡率減少効果が現れるまでに相当の時間を要すること等から、「技術・体制的指標(事業評価のためのチェックリスト)」と「プロセス指標(がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率)」による評価を徹底することが適当である。

3 子宮がん部会における取り扱い

平成28年度から、国立がん研究センターが示す精度管理評価の手順を参考に、評価のフィードバックのための指導基準を設け、文書による改善・指導を行うこととしている(別添資料3-1別紙1)。

4 令和3年度子宮頸がん検診精度管理調査結果及び改善に向けた取組

別添資料3-1別紙2「令和3年度子宮頸がん検診精度管理調査結果」及び「令和3年度調査結果に基づく改善に向けた取組について」参照。

令和3年度において調査を行った市町村及び検診機関に対し、自施設の結果を個別に通知した。また、指導対象となった市町村、検診機関に対しては改善指導をしているほか、研修会の開催等を通じて、検診の質の向上に取り組んでいただいている。

なお、調査結果は県HPに掲載している。

【討議事項(令和4年度・令和5年度調査)】

1 令和4年度の精度管理評価基準(案)

別添資料3-2「令和4年度秋田県の子宮頸がん検診精度管理評価(案)」参照。

2 評価結果の通知及び公表について(案)

市町村、検診機関名の公表については、「市町村は「公」であり、「公」から検診事業を委託された検診機関の「委託された検診事業そのものの評価」を公表するものである」という考え方が国立がん研究センターから示されていることから、令和4年度の評価結果について県HPに掲載する(掲載は令和5年度)。

3 その他病院に関する調査結果の取扱いについて(案)

平成30年度から、精度管理調査の対象に市町村が検診を委託する個別医療機関の うち「病院」を追加している。病院については、精度管理の体制がまだ整っていないこ とが予想されるため、当面の間は調査並びに部会及び市町村への調査結果報告を行い、 改善指導と結果公表は一定期間を経てから行う(乳がん部会を除く)。

乳がん部会における評価結果は、従前乳がん部会資料としての公表のみ行っていたが、令和4年度以降の評価結果は調査結果にも反映し、併せて公表する。

4 令和5年度の調査について(案)

市町村、検診機関(秋田県総合保健事業団、秋田県厚生農業協同組合連合会の実施病院、その他病院、能代市保健センター)に対し調査協力を依頼する。

国立がん研究センターが示す令和4年度精度管理評価の手順

生活習慣病等管理指導協議会(がん部会等)による精度管理ツール実際の活動の手順より

1 市町村へのフィードバック

都道府県ごとに設定した評価基準に満たない市町村へ次の①、②について指導文書を送付する。

①市町村チェックリストの遵守状況の評価基準

国立がん研究センターでは、A~F、Zの7段階評価を提案している。

- 「A」目標レベル達成
- 「B」許容レベル達成
- 「C」以下を改善指導の対象

「C」以下の市町村に改善を促す。ただし、例えば殆どが「C」以下になるような都道府県では、殆どが 指導対象となり公表しても改善の効果は薄いと考えられる。<u>従って協議会(部会)が必ず各市町村の結果</u> の分布を確認し、独自に改善指導の対象とすべき評価基準を設定していただきたい。

評価の考え方としては、まずは不良な市町村の底上げを、次に良好な市町村にはより改善を働きかける ことが重要である。

②精検受診率の評価について

令和2年度の精検受診率が80%未満(乳がん)あるいは70%未満(その他の4がん)である市町村に対し、その原因を探って報告するよう指導する。

2 検診機関へのフィードバック

都道府県ごとに設定した評価基準に満たない検診機関へ次の①、②について指導文書を送付する。

①検診機関チェックリスト遵守状況

国立がん研究センターでは、A~D、Zの5段階評価を提案している。

検診機関用チェックリストはクリアすることが当然の内容が多いことから、市町村よりも厳しい「B」以下を指導対象。

「B」以下の検診機関に改善を促す。ただし、協議会(部会)が必ず各検診機関の結果の分布を確認し、必要な場合には独自に評価基準を設定していただきたい。

②精検受診率の評価について

令和2年度の精検受診率が80%未満(乳がん)あるいは70%未満(その他4がん)である検診機関に対し、その原因を探って報告するよう指導する。ただし、指導の際は委託元市町村や医師会等にも併せて注意喚起をしていただきたい。精検未受診者の確認、未受診者への受診勧奨、精検結果の把握等は検診機関だけでなく、市町村や医師会等と連携で行われていることが多いため、連携して改善に取り組む必要がある。

令和3年度子宮頸がん検診精度管理調査結果

【調査の目的】

がん検診においては、精度管理を適切に行わなければ効果は得られないため、がん検診の精度管理はきわめて重要です。この調査は、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会子宮がん部会が、秋田県で子宮頸がん検診を行っている市町村、検診機関に対し、精度管理が適切に行われているかどうかを知る目的で行ったものです。なお、職域検診や人間ドックはこの調査の対象外です。

【調査の対象】

この調査は、子宮頸がん検診を行っている市町村、検診を受託している秋田県総合保健事業団と 秋田県厚生農業協同組合連合会の実施病院を対象として行いました。

【調査の種類】

調査は「1. がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査 (\bigcirc ×回答)」と「2. 精度管理指標値の調査」の2種類を実施しました。

各調査については、次ページ以降を御覧ください。

1 がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査

【調査内容】

がん検診で整備すべき体制については、平成 20 年 3 月の厚生労働省報告書「今後の我が国における がん検診事業評価の在り方について」の中で、市町村用チェックリスト、検診機関用チェックリストと して整理されています。今回の調査は、令和 3 年 8 月時点で最新のチェックリストを利用し、令和 3 年 度検診についてその遵守状況を調査したものです。

【評価基準】

①市町村

非遵守項目 (\times) の数により、A0、B1-8、C9-16、D17-24、E25-32、F33 以上、Z 無回答の 7 段階に評価し、C 以下の市町村には、非遵守項目の減少に向けて、改善をお願いしました。

ただし、本調査を受けて、すでに改善を行っている市町村もあります。

◇C 以下の市町村

- ・集団検診 鹿角市、藤里町、井川町
- · 個別検診 能代市、大館市、大仙市、仙北市、藤里町、八峰町、井川町

②検診機関

非遵守項目(×)の数により、A0、B1-6、C7-12、D13以上、Z無回答の5段階に評価し、B以下の検診機関には、非遵守項目の減少に向けて、改善をお願いしました。

ただし、本調査を受けて、すでに改善を行っている検診機関もあります。

◇B 以下の検診機関

- ・集団検診 なし
- · 個別検診 北秋田市民病院

2 精度管理指標値の調査

【調査内容】

市町村に対しては、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率の5種類について、検診機関に対してはがん検診受診率を除く4種類について調査しました。

【評価基準】

秋田県の評価基準は「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」の許容値・目標値 と同じです。特に、精検受診率は、精度評価の最も重要な指標と位置づけられており、許容値を下回る 70%未満の市町村には、その理由の調査と報告をお願いしました。なお、検診機関はいずれも許容値 を上回っていました。

〇 精検受診率(市町村)

令和元年度に行った子宮頸がん検診の精検受診率(算定対象年齢:20~69歳)

「和元年度に行つ <i>T</i>	と子宮頸がん検診	の精検党診率(具	异正对家牛斯:20
子宮頸がん	要精検者	精検受診者数	精検受診率
十 呂 璵 かん	人(A)	(B)人	(B/A)%
秋田市	100	86	86.0
能代市	54	51	94.4
横手市	31	30	96.8
大館市	22	20	90.9
男鹿市	4	4	100.0
湯沢市	3	3	100.0
鹿角市	2	2	100.0
由利本荘市	8	5	62.5
潟上市	19	17	89.5
大仙市	21	21	100.0
北秋田市	5	5	100.0
にかほ市	2	1	50.0
仙北市	5	5	100.0
小坂町	1	1	100.0
上小阿仁村	0	0	
藤里町	0	0	
三種町	4	4	100.0
八峰町	5	5	100.0
五城目町	2	2	100.0
八郎潟町	8	5	62.5
井川町	0	0	
大潟村	0	0	
美郷町	6	3	50.0
羽後町	2	2	100.0
東成瀬村	1	1	100.0
合計	305	273	89.5
		(山曲、地域及))	(伊

(出典:地域保健・健康増進事業報告)

〇 精検受診率(検診機関)

令和元年度に行った子宮頸がん検診の精検受診率

検診種別 検診機関名	胃がん 検 診	大腸がん 検 診	肺がん 検 診	子宮頸がん 検 診	乳がん 検 診
秋田県総合保健事業団	87.9%	79.9%	90.0%	95.0%	94.6%
かづの厚生病院	実績なし	実績なし	100.0%	100.0%	94.4%
能代厚生医療センター	77.8%	65.7%	78.2%	85.4%	87.6%
北秋田市民病院	100.0%	77.1%	93.1%	100.0%	100.0%
秋田厚生医療センター	94.7%	実績なし	実績なし	実績なし	75.0%
由利組合総合病院	76.6%	62.6%	実績なし	82.4%	94.1%
大曲厚生医療センター	88.8%	77.0%	実績なし	100.0%	100.0%
平鹿総合病院	88.1%	73.8%	93.5%	95.5%	92.5%
雄勝中央病院	実績なし	75.0%	実績なし	100.0%	100.0%

(出典:各検診機関から精検受診率報告・健康づくり推進課まとめ)

⁽注)精検受診率は、精検対象者数が多い、少ない等による影響があるほか、年度によって大きく変動することがあります。 また、複数回、受診勧奨をしている場合でも結果として精密検査を受けていない場合もあります。

子宮頸がん検診

精検受診率が70%未満である市町村に対し、改善指導文書を送付し、受診率が基準に満たなかった理由及び改善に向けた対策・取組について報告を求め、市町村からの回答結果は以下のとおりである。

市町村名	精検受診率(%)	精検受診率が70%未満であった理由	改善に向けた対策取組
秋田市	86.0%		
能代市	94.4%		
横手市	96.8%		
大館市	90.9%		
男鹿市	100.0%		
湯沢市	100.0%		
鹿角市	100.0%		
由利本荘市	62.5%	精密検査受診率 62.5% ・精密検査対象者が9名。そのうち3名が未把握。何度電話をかけてもつながらないため未把握となった。	【R3 年度から実施】 人間ドック受診者の未把握を減らすため、これまで当該年度の年度末から翌年度に行っていた受診勧奨を時期を早めて実施。 R3年度はR3.10月とR4.5月に各検診機関に人間ドック受診者の精検受診状況を照会。 電話による受診勧奨を行い、電話がつながらなかった方へ受診勧奨通知を発送。その際、精密検査の受診状況を把握するための返信用ハガキを同封した。
潟上市	89.5%		
大仙市	100.0%		
北秋田市	100.0%		
にかほ市	50.0%	・精検対象者が少ないため、受診率が低下したと考える。	・10月、12月、2月に検診受託機関に精検受診者名簿の提出を依頼し、12月に30~70代の未受診者に電話勧奨、80歳以上は受診勧奨通知を発送し、その都度受診状況を把握する。その際、早期受診の重要性を理解してもうらよう働きかける。 ・2月中に精検未受診者全員へ「精検受診状況票」を送付し受診を促すとともに、精検未受診の理由を分析して対策に活かす。 (R4.7.31現在受診率83.3%)
仙北市	100.0%		
小坂町	100.0%		
上小阿仁村	要精検者なし		
藤里町	要精検者なし		
三種町	100.0%		
八峰町	100.0%		
五城目町	100.0%		
八郎潟町	62.5%	1次検診の際、細胞不適正となったものを精検者数に計上しており、その部分が再検査未受診であったため、受診率が減少した。本来の精検受診対象者の精検受診率は100%。	再検査を含めた受診勧奨を徹底する。
井川町	要精検者なし		
大潟村	要精検者なし		
美郷町	50.0%	町内に婦人科の専門医がいないため	平成28年度より、検診機関から未受診者のデータを受領し、未受診者には電話や個別訪問により精検の受診勧奨を行っている。受診医療機関一覧を提供するなど、精検受診率の向上に努めている。
羽後町	100.0%		
東成瀬村	100.0%		

子宮頸がん検診

精検受診率が70%未満である検診機関に対し、改善指導文書を送付し、受診率が基準に満たなかった理由及び改善に向けた対策・取組について報告を求めるものであるが、指導対象となった検診機関はない。

検診機関名	精検受診率(%)	精検受診率が70%未満であった理由	改善に向けた対策取組
秋田県総合保健事業団	95.0%		
かづの厚生病院	100.0%		
能代厚生医療センター	85.4%		
北秋田市民病院	100.0%		
秋田厚生医療センター	要精検者なし		
由利組合総合病院	82.4%		
大曲厚生医療センター	100.0%		
平鹿総合病院	95.5%		
雄勝中央病院	100.0%		

令和4年度秋田県の子宮頸がん検診精度管理評価(案)

<u>1 市町村 【資料3-2別紙</u>1】

①市町村チェックリストの遵守状況

A/B/C/D/E/F/Zの7段階に評価した結果、評価分布は次のとおりである。

検診種別	実施	評価分布(市町村数)										
快砂俚加	市町村数	А	В	С	D	Е	F	Z				
集団検診	24(25)	5(4)	16(18)	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)				
個別検診	24(24)	5(2)	12(15)	7(6)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)				

事務局案
令和4年度の秋田県
が指導する対象は、
【 C 】以下とする。

未実施項目(×)の数で評価。Aが×の数0、B1~8、C9~16、D17~24、E25~32、F33以上、Z無回答。

()内は令和3年度最終実績

②精検受診率の評価について

国立がん研究センターが示す評価基準「精検受診率が70%未満である市町村」に対し、その原因と改善方法を報告するよう指導する。

(参考)精検受診率(速報値)

実施 市町村数	90%~	90%未満 ~70%	70%未満	要精検者なし
25(25)	18(15)	2(2)	3(4)	2(4)

^()内は令和元年度実績

2 検診機関 【資料3-2別紙2】

①検診機関チェックリストの遵守状況

A/B/C/D/Zの5段階に評価した結果、評価分布は次のとおりである。

検診種別	検診機関	評価分布(検診機関数)										
(大学)(里力)	数	А	В	С	D	Z						
集団検診	4(4)	3(4)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)						
個別検診	5(5)	5(4)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)						



事務局案

令和3年度の秋田県 が指導する対象は、

【 B 】以下とする。

未実施項目 (×) の数で評価。Aが×の数0、B1~6、C7~12、D13以上、Z無回答。

()内は令和3年度最終実績

②精検受診率の評価について

国立がん研究センターが示す評価基準「精検受診率が70%未満である検診機関」に対し、その原因を報告するよう指導するとともに、委託元市町村との連携した改善を依頼する。

(参考) 精検受診率

検診機関 数	90%~	90%未満 ~70%	70%未満	要精検者なし
9(9)	6(6)	1(2)	1(0)	1(1)

()内は令和元年度実績

		調査1 検診実施体制整備に関する調査(令和4年度実施体制)																										
		11. 検診対象	者の情報管理	里	問2. 受診	者の情報管 里		への説明、 者への説明		問4. 精	密検査結果の	D把握、精密	検査未受診	当の特定と 勢	受診勧奨		問5. 地域係	呆健・健康増 治	進事業報告			P	16. 検診機関	(医療機関)の質の担信	呆		
	問1-1	問1-2	問1-2-1	問1-3	問2-1	問2-2	問3-1	問3-2	問3-2-1	問4-1	問4-2	問4-3	問4-4	問4-5	問4-6	問5-1	問5-2	問5-3	問5-4	問5-5	問6-1	問6-1-1	問6-1-2	問6-2	問6-2-1	問6-2-2	問6-2-3	
調査項目	. づいて作成しましたか. 対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基	対象者全員に、個別に受診勧奨を行いましたか	(※実施率に含まない項目) たか 受診勧奨を個人毎(手紙・電話・訪問等)に行いましたののでは、一定が制度を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度	1. 対象者数(推計でも可)を把握しましたか	ましたか「個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成し	2. 過去5年間の受診歴を記録していますか	・ 布しましたが 名への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配 と 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1・受診	機関名) の一覧を提示しましたか 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療	は、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼しましたか 【問3‐2】の一覧に掲載したすべての精密検査機関に	たか 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握しまし	り、結果を確認しましたかり、結果を確認しましたかり、結果を確認しましたかけ、特密検査が、精密検査(治療)結果が不明の者に	しましたか (しましたか (しましたか) 「一切をできる。 情密検査を表現している。 「一切をできる。 「一切をできる。 「一切をできる。 「一切をできる。 「一切をできる。 「一切をできる。 「 しょう しょう しょうしん いいきん しょうしん いいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はい	を記録していますか を記録していますか 多式5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療) 結果	別し、精密検査未受診者を特定しましたか 精密検査未受診と精密検査結果末把握を定義に従って区	精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行いましたか	域保健・健康増進事業報告)を行いましたかがん検診結果や精密検査結果の最終報告(令和3年度地	関)、医師会など)に報告を求めましたかの全項目を計上できるよう、委託先(検診機関(医療機がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告	を求めましたか を求めましたか を求めましたか を求めましたか	・ 精密検査機関、医師会など)に報告を求めました ・ 関)、精密検査機関、医師会など)に報告を求めました ・ 対域保健・健康増進事業報告の	求めましたかと、「では、これでは、これでは、これでは、これでは、「は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	て選定しましたが、安託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいまだ先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づい	の か でき必要最低限の精度管理項目」を満たしていました すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしていました は様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記	同 ましたか (は) (も)	バックしましたか 検診機関へ医療機関)に精度管理評価を個別にフィード	パックしましたか 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィード	ローフィードバックしましたか 検診機関(医療機関)毎のプロセス指標値を集計して	に改善策をフィードバックしましたかと 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)	未実施項目数(調査1)
秋田県の実施率 秋 田 市 (集団)	100%	69% X	31% X	100%	98% O	98% O	88% O	96% O	94% O	98% O	98% O	90%	88% O	90%	100%	100% O	100%	100% O	100%	100%	90% O	90% O	75% X	48% △	35% X	33% △	35% △	3
能 代 市 (集団)	0	X	Х	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Х	0	X	X	Х	5
横 手 市 (集団) 大 館 市 (集団)	0	O X	O X	0	0	0	0	0	0	Ο	Δ	O X	O X	Ο Δ	Ο	0	0	0	0	0	0	0	Ο Δ	X \triangle	X	X	X	6
男鹿市 (集団)	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
湯 沢 市 (集団) 鹿 角 市 (集団)	0	O X	O X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ	X	X	X	X	0 5
由利本荘市 (集団) 潟 上 市 (集団)	0	X -	X -	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X -	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
大仙市 (集団)	0	X	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X	X	X	X	5
北秋田市(集団)にかほ市(集団)	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ	Ο	0	0	0	0	0	0	0	0	Ο	Ο	X △	X △	0
仙 北 市 (集団)	0	0	Х	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X	X	0	2
小 坂 町 (集団)	0	0	O X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0	0	0	0	Ο Δ	Χ	X	X A	X	4 0
藤里町(集団)	0	X	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X	X	X	X	X	6
三種町 (集団) 八峰町 (集団)	0	0	X	0	0	0	0	0	O X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ	X	X	X	X	4 5
五城目町 (集団) 八郎潟町 (集団)	0	X	X	0	0	0	0	0	0	Ο Δ	Ο Δ	Ο Δ	0	Ο Δ	Δ	0	0	0	0	0	0	0	Ο Δ	X Δ	X Δ	X Δ	X Δ	5 0
井川町 (集団)	0	0	X	0	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X	X	X	X	X	X	X	8
大潟村 (集団) 美郷町 (集団)	0	0	Δ	0	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	Δ X	Ο	0	Δ	Δ	0	0	0	0	Δ	Δ	Δ X	Δ X	Δ X	0 4
羽後町 (集団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X	Х	Х	Х	4
東成瀬村(集団)秋田市(個別)	0	X	X	0	0	0	0	0	0	0	0	O X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O X	X	X	X	X	7
能 代 市 (個別)	0	X	X	0	X	X	0	0	0	X	X	X	X	X	0	0	0	0	0	0	X	X	Χ	X	X	X	X	15
横 手 市 (個別) 大 館 市 (個別)	0	O X	X	0	0	0	O X	0	0	Ο Δ	Ο Δ	O X	O X	Ο Δ	Ο Δ	0	0	0	0	0	X	O X	X	X	X	X	X	11
男 鹿 市 (個別)湯 沢 市 (個別)	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X	0	0	0	0	0	0 0	0	0	Ο Δ	Ο Δ	Ο	O 	Ο Δ	1
由利本荘市 (個別)	0	Х	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Х	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
湯 上 市 (個別) 大 仙 市 (個別)	0	O X	Δ X	0	0	0	0	0	0	0	0	O X	0	0	0	0	Δ 0	Δ 0	Δ	Δ	0	0	Δ X	Δ X	Δ X	Δ X	Δ X	7
北秋田市 (個別)	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ	Δ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X	X	2
にかほ市 (個別) 仙 北 市 (個別)	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O X	X	X	X	X	5
小 坂 町 (個別)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X	X	X	Х	4
上小阿仁村 (個別) 藤里町 (個別)	0	X	X	0	0	0	O X	O X	O X	0	0	0	X	0	Δ 0	0	0	0	0	0	0	0	X	X	X	X	X	10
三種町(個別)八峰町(個別)	0	0	Δ X	Δ	0	0	0	O X	O X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ	X	X	X	X	4 6
五城目町 (個別)	0	X	X	0	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	Δ	0	0	0	0	0	0	0	0	X	X	X	X	6
八郎潟町 (個別) 井川町 (個別)	0	0	X	0	0	0	X	0	0	Δ	Δ	Δ	0	Δ	Δ	0	0	0	0	0	O X	O X	Δ X	Δ X	Δ X	Δ X	Δ X	1 8
大 潟 村 (個別)	0	0	Δ	0	0	0	0	0	0	Δ	Δ	Δ	0	Δ	Δ	0	Δ	Δ	0	0	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0
選 後 町 (個別)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O X	X	X	X	4
東成瀬村(個別)	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Χ	X	X	X	X	X	Х	7

○=今年度はすでに実施済みである。X=今年度は実施しない。△=今年度に実施する予定だが、現時点(回答時)ではまだ実施していない。-=今年度は検診を実施していない。

TABLE 18 18 18 18 18 18 18 1	未実施項目数合計 排項※※2 3 5 10 6 1	** 4	平度調査結果 3 4
## MANUAL STATE OF THE PROPERTY OF THE PROPERY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY	実施項目数合計 排車 ※1 ※2	指導項目 ※3 ※4)、令和3年度調査結果
## CHANCH ## 1 10	実施項目数合計 排車 ※1 ※2	指導項目 ※3 ※4)、令和3年度調査結果
照日前 (景型)	5 10 6 1		R
接き中(原也) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	10 6 1	B	D
大寒市 (集型)	6		
展 度 市 (集団)	1		
度角 市 (集団) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O		В	В
部和本柱市 集団 O O O O O O O O O O O O O O O O O O	6	_	
大仙市(集団) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	2		
比較田市 (集団) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	0		A
他北市 (集団) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	5		
	0		
藤里町(集団) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	2		
三種町 (集団) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	0		
八峰町(集団)	11 5		
八郎潟町 (集団)	5	В	В
井川町 (集団) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	5		
美郷町 (集団) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	12	_	
羽後町(集団) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	0 4		
秋田市 (個別) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	4		
能代市 (個別) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	7		
横手市 (個別) O A O O O A X O O A X O O A X O O A X A O O A A A A	16	_	
大館市 (個別) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	10		
大庭巾 (値加)	1	_	
湯 沢 市 (個別) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	0		
由利本荘市 (個別) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	2		
大仙市 (個別) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	13		
北秋田市 (個別) O O O O O O O O O	5		
世北市 (個別) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	6	В	С
小坂町 (個別)	4	_	
藤里町 (個別) O A O O A A X A A A A A A A A A A A A A	15	С	D
三種町(個別) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	5 10		
五城目町 (個別) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	6	В	В
八郎湯町 (個別) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	1 12		
大潟村 (個別) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O			
美郷町 (個別) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	_	
現 後 切 (10 加) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <		В	

プロセス指標一覧(市町村別) 【子宮頸】

許容範囲	要改善
	 (単位:%)

	要精植	食率	精検受	診率	精検未持	巴握率	精検未受	受診率	がん発	見率	陽性反応	(<u>単位:%)</u> 適中度		
	目標値: 一	- 目標値:90%以上 目標値:5%以下 目標値: -					目標値: -							
	許容値:1.4%以	以下	許容値:70%以	上	許容値:10%以	以下	許容値:20%以	以下	許容値:0.05%	6以上	許容値:4.00%以上			
市町村名	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1		
秋田市	2.9	1.7	95.7	86.0	4.3	13.0	0.0	1.0	0.02	0.00	0.62	0.00		
能代市	1.4	2.7	92.0	94.4	8.0	0.0	0.0	5.6	0.00	0.00	0.00	0.00		
横手市	3.0	1.0	96.2	96.8	0.0	0.0	3.8	3.2	0.06	0.03	1.89	3.23		
大館市	1.3	1.4	92.9	90.9	7.1	0.0	0.0	9.1	0.00	0.00	0.00	0.00		
男鹿市	1.7	1.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.41	0.00	25.00	0.00		
湯沢市	1.5	0.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.11	0.00	33.33		
鹿角市	2.6	0.4	92.9	100.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00		
由利本荘市	1.1	0.9	100.0	62.5	0.0	37.5	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00		
潟上市	2.1	1.3	100.0	89.5	0.0	0.0	0.0	10.5	0.00	0.00	0.00	0.00		
大仙市	2.4	1.3	88.9	100.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.09	0.00	3.70	0.00		
北秋田市	2.0	1.5	62.5	100.0	37.5	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00		
にかほ市	1.7	0.6	0.0	50.0	0.0	0.0	100.0	50.0	0.00	0.00	0.00	0.00		
仙北市	1.7	1.5	40.0	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00		
小坂町	8.9	1.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00		
上小阿仁村	0.0	0.0	-	_	_	-	-	_	-	_	_	-		
藤里町	1.3	0.0	100.0	-	0.0	-	0.0	-	0.67	-	50.00	-		
三種町	0.8	0.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00		
八峰町	0.6	0.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00		
五城目町	1.9	0.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00		
八郎潟町	3.8	2.9	100.0	62.5	0.0	0.0	0.0	37.5	0.00	0.00	0.00	0.00		
井川町	0.0	0.0	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
大潟村	0.5	0.0	100.0	-	0.0	-	0.0	-	0.00	-	0.00	-		
美郷町	1.3	0.9	100.0	50.0	0.0	16.7	0.0	33.3	0.16	0.00	12.50	0.00		
羽後町	1.7	0.9	75.0	100.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00		
東成瀬村	2.4	1.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.22	0.00	50.00	0.00		
秋田県計	2.2	1.3	93.7	89.5	4.5	5.6	1.8	4.9	0.04	0.01	1.84	0.66		

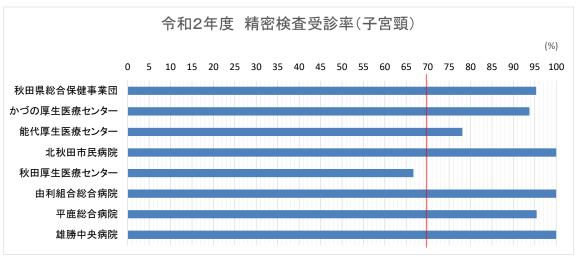
出典:(R2)健康づくり推進課調べ R4.11時点

※算定対象年齢: 2<u>0~69歳</u> ※要精密検査者がゼロ人の場合、要精検率を0.0%、その他の指標を**1-3**で表記している。

		<u> </u>												調調	查1 検診	彡機関調査	用遵守状	況															
		1. 受診者/ 者全員に対し		(検診の際、 説明)	あるいはそ	れに先立っ	って受診					2. 検診機関で	の精度管理							3. 細胞	回診判定施	設での精度管	理										
調査項目		、検体不適正以外の細胞診判定(ASC‐USなど)を「要再検査」などに区分するのはXです。(1 合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか(検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明し、要精密検査となった場)	(胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など)(精密検査の方法について説明しましたか(精密検査としては、検診結果に基づいてコルボスコープ下の組織診や細2	して認められている)。(※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項と(※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果	合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか(() したか () 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しまり 検診受診の継続(隔年)が重要であることを説明しま	(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く、また近年増加傾向にあることなどを説明しましたか	(1) 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行いましたか	告していればよい)医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。(2)※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報) 細胞診の方法(従来法/液状検体法、採取器具)を仕様書に明記しましたか	存液ポトル内に撹拌懸濁し固定すること。 存液ポトル内に撹拌懸濁し固定すること。 または、直ちに液状検体細胞診用の保3 ※採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。 または、直ちに液状検体細胞診用の保) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理しましたか	回答してください。 (※業務を委託していない場合は回答不要です。医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して() ※業務を委託していない場合は回答不要です。医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書に明記しました。 が 調配診の業務 (細胞診の判定も含む) を外部に委託する場合は、その委託機関 (施設名) を仕様書に明記しました。 細胞診の業務 (細胞診の判定も含む) を外部に委託する場合は、その委託機関 (施設名) を仕様書に明記しました。	(を有していれば〇です。(5)※不適正例があった場合は必ず再度検体採取を行うこと。また不適正例が無い場合でも、再度検体採取を行う体制)(6)※不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか	を有していれば○です。 を有していれば○です。 を有していれば○です。 を有していれば○です。 を有していれば○です。 を有していれば○です。 を有していれば○です。 との 後体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じましたか	(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか(8)	(※有症状者がいなかった場合は、診療へ誘導するルールが予めあれば〇と回答してください。()問診の上、症状(体がんの症状を含む)のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行いましたか	() 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	(1) 視診は膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか)	(床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いましたか(床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いますか。もしくは、公益社団法人日本臨り 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨り	す。	胞診結果の報告には、ベセスダシステムを用いましたか	い)。(4)、細胞診結果に明記しましたか(2)と、一部でも実施しない場合は不適切です(本調査にはXと回答してくださ(4)と、細胞診結果に明記しましたか(2)と、細胞診結果に明記しましたか(2)と できまずがん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類	さい。(ちいかの発見例については必ず見直すこと。またがん発見例が無い場合でも、見直す体制があれば〇と回答してくだ(5)※がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか)	(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか	でさい。	地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。 ん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しました	※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。(積極的な把握に努めましたか(積極的な把握に努めましたか) などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと)について、市区町村や医師会から求められた項目の3)などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと)について、市区町村や医師会から求められた項目の特種の格別を指密検査方法及び、精密検査(治療)結果(精密検査の際に行った組織診やコルボ診、細胞診、エP>検査の結果	該 ₎ ・ 検等判 診を定	後から把握することも可です。 ・	があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか(があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか(の行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を	未実施項目数 精填※ 指填※	判定 指項※2	(参考)令和3年度調査結果
秋田県の実施率・3	平均率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	89%	100%	100%	100%	100%	100%			
秋田県総合保健事業団	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	х	0	0	0	0	0	1	В	Α
かづの厚生病院	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Α	Α
能代厚生医療センター	(個別)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Α	Α
北秋田市民病院	(個別)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Α	В
秋田厚生医療センター	(個別)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Α	Α
由利組合総合病院	(個別)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Α	А
大曲厚生医療センター	(個別)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Α	Α
平鹿総合病院	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Α	А
雄勝中央病院	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	A	Α
	I	1						I	I																								<u> </u>

〇=今年度はすでに実施済みである。X=今年度は実施しない。△=今年度に実施する予定だが、現時点(回答時)ではまだ実施していない。-=回答不要の項目。

	1次検診 受診者数	要精密 検査者数	要精密検査 率	精密検査 受診者数	精密検査 受診率	精密検査結 果 「がん」	がん発見率	陽性反応 適中度
	(A)	(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(B)	(D)	(D)/(A)	(D)/(B)
秋田県総合保健事業団	13,943	277	2.0	264	95.3	7	0.05	2.53
かづの厚生医療センター	758	16	2.1	15	93.8	0	0.00	0.00
能代厚生医療センター	1,985	169	8.5	132	78.1	2	0.10	1.18
北秋田市民病院	79	1	1.3	1	100.0	0	0.00	0.00
秋田厚生医療センター	96	3	3.1	2	66.7	0	0.00	0.00
由利組合総合病院	508	4	0.8	4	100.0	0	0.00	0.00
大曲厚生医療センター	15	0	0.0	-	-	-	-	-
平鹿総合病院	1,216	44	3.6	42	95.5	1	0.08	2.27
雄勝中央病院	1,091	18	1.6	18	100.0	1	0.09	5.56
合計	19,691	532	2.7	478	89.8	11	0.06	2.07



(出典:秋田県健康づくり推進課調べ)